

加古川市立公民館の使用許可基準の緩和について（概要）

1 基準緩和に至った経緯

本市の公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として設置しており、「地域人材育成事業」「地域子育て創生事業」「高齢者学習事業」「生涯学習創出事業」の4事業を軸に、様々な事業を行うとともに、市民団体へ貸館を行っているところであるが、利用者の固定化や高齢化により、年々利用者数は減少傾向にある。

また、市民の学習ニーズは多様化・専門化しており、幅広い年代のニーズに対応するためには、民間事業者等に公民館の使用を認めることも必要となってきた。

このため、公民館の有効活用による市民の学習機会の充実を目的に、民間事業者等が社会教育に関する目的で公民館を使用する場合について、新たに使用を認めることとする。

2 使用許可基準の緩和について

令和4年4月1日より、民間事業者等が使用する場合は、以下の要件を満たしたものについて、公民館の使用を許可する。

【要件】

- ①社会教育に関する目的で使用する場合
- ②入場料等を徴収する場合、実費相当（※）と認められるもの
※会場使用料、資料代、講師の旅費等
- ③商品の展示、宣伝若しくは販売行為を行わない。

【新たに使用を許可する例】

- ①民間事業者が実施する、無料のスマホ講座や健康講座など
- ②市民団体による、実費相当分の参加費を徴収する講演会や展覧会など

（参考）公民館に関する社会教育法の規定

設置目的 (法第20条)	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上や健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
目的のために実施する事業 (法第22条)	○公民館が直接的に行う事業 定期講座開設、講演会・展示会等の開催、体育・レクリエーション等に関する集会の開催等 ○施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること
営利に関する禁止行為 (法第23条)	○公民館が直接的に行う事業の場合：もっぱら営利を目的として事業を行うこと。（※1） ○施設を住民の集会その他の公共的利用に供する場合：営利事業を援助すること。（※2）

（※1）法第20条の目的を没却して専ら営利のみを追求することを指す。

（※2）特定の営利事業に対して、使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、一般に比べて社会通念上極めて安い使用料を設定するなど使用料等に関して優遇する等、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを指す。